

SSKO

全国「精神病」者集団ニュース

2008.6 vol.34 No.3

ごあいさつ

そろそろ夏になります。暑いのは苦手です。年々、暑さが増してきます。皆様いかがお過ごしでしょう。夏を乗り切るため皆様いろいろ工夫なさっておられるとは思いますが。全国「精神病」者集団は、実際は数人のメンバーで活動をしているような感じです。06年から運営委員も増えていません。この間、障害者権利条約の国内履行関連の活動、障害者の権利法制制定に向けた活動、医療観察法の見直し、障害者自立支援法の見直しと、世の中が猛スピードで変わろうとしています。

精神病患者一人一人の幸福・利益・権利の追求のための活動として必要と考え、これらに全てに関わり、そして、オーバーワークしています。

ニュース編集者は個人的に、運営委員を増やすべきではないかと思います。また、ニュース編集作業もかなり厳しいです。ニュース編集作業を伝ってくれる方がいましたら、一度全国『精神病』者集団に連絡をください。

17 ページ以降に掲載した生活保護受給者への医療機関交通費の問題ぜひ各地での取り組みを訴えます。紙面の都合で掲載できなかったご投稿は次号に掲載いたします。

全国「精神病」者集団連絡先です

★ お手紙、各地のニュース、住所変更、ニュース申し込みは全て

〒164-0011 東京都中野区中央 2-39-3 絆社気付

fax 03-3577-1680

電話 03-5330-4170 IP 電話 050-3564-7922

（現在専従体制がとれていません。留守電の場合は以下携帯へ）

電話 080-1036-3685（火曜日から日曜日 午後1時から4時まで）

一言投稿あれこれ

富山N

☆トイレ故障、便をするのが怖くなる。

☆どこにある、外れて消えた、ねじひとつ。

☆ねえ奥さん、一応私独身です。

☆緊急時、買い物したい鬼かしら。

☆トイレでの隣、誰かが泣き崩れ

☆新薬を試したいのね、ヤブ医者が。

同志に花たばを

国枝征志

宇宙とは無限

人間も また 無限

だから俺の内的宇宙は現実宇宙と同じ位深く重い

ナンダッテ ヤレバ デキル

俺は奇跡的に白地に赤の国に産まれ

奇跡的に精神に異常をきたした

そして奇跡的にこの集団と出合った

そして いま 不条理なことを革命するという志に燃えている

法律とは人間がつくった安全規準にすぎない

無限の未来へ闘争を燃やして前進していこう

こんな祭りがあつたら 男たちは ふんどし姿で
山をかけ上り 山の神に礼をのべ
今年の大漁をいのる

老いも若きも 頭をたれ 草もちを食す
遠き昔より山の神を守り 女はお百度を踏み
男は水をあびる

海できたえた体は 我子も目をみはり
女房も惚れ直す

大難海へと船出し 鰯（いわし）を追いつけた先祖たち
印旗をかかげ
海の安全と豊漁を願う



次回先生にしたいような質問

石井 礪花

☐ 先生がルーランを飲んだらどうなるのかな？

エビリファイを飲んだらどうなるのかな？

リボトリールだと、どうなるのかな？

⇒こういう連想って「他害行為」ですか？？

飲めと言ったわけでもなく、

飲ませたわけでもなく、

さらに、飲ませたいわけでもありません

つまり、実行もしていないし念もかけていません

「どういう生体反応になるか」を想像していただけて
でも

一般論を知りたいのではなく

☐ 先生だとどうなるか

という事です。

2008.5.12



平成20年10月から

NHKの障害者に対する受信料が安くなるそうです

中城アトム

今年の10月より、障害者に対する現在の受信料免除規約を見直し、新たに精神障害者も障害者枠に入れた、受信料免除または半額の受信料の制度を作るそうです。

http://www.nhk.or.jp/eigyo/kiyaku/menjyo_01.html

上のサイトは、現在の障害者に対する、受信料の半額もしくは免除について書いたNHKの指針を紹介したサイトのアドレスです。一度確かめて下さい。

今まで、NHKが、精神障害者に対して行ってきた差別意識のため、私のように精神障害者同士で結婚し家庭を持ってきた障害者にとって、受信料の免除は一切ありませんでした。

テレビアンテナを立てた時から、受信料が発生し、私たちのように、障害年金2級では、受信料は全額払わなければなりませんでしたが、下のサイト

<http://www.nhk.or.jp/css/answer/index.html>

のように、多くの障害者、特に精神障害者からの、受信料の免除または半額にしたいという、意見がNHKに寄せられていました。私もメールでNHKに受信料の半額または免除を精神障害者にもしてほしいという旨のことを書きました。また、NHK経営委員会 委員長の古森重隆氏宛に、嘆願書も書きました。そして、NHKの考え方が、障害者に対する受信料の免除または半額の受信料に変わろうとしているようです。

対象者がどんな人々なのかは、現時点では分かりませんが、少なくとも、精神障害者に対しても受信料の免除及び半額の制度が生まれようとしているのは確かです。パソコンをお持ちの方は一度、上の2つのサイトにアクセスしてみてください。

これからは、テレビもデジタルテレビに変わろうとしています。2011年7月24日からは、今のアナログテレビでは番組を完全に視られなくなります。総務省・NHK・全民放で組織されている全国協議会が、全国一斉にアナログ放送を完全に停止するといっています。しかし、総務省は現在のテレビでもデジタルテレビを視られるように、デジタルチューナーを低コストで購入してもらい、デジタルテレビが視られるようにすると言っております。先日、UHFアンテナを始めて立てたとき、デジタルチューナーを我が家のテレビに取り付け、アンテナ工事をしてくれた会社の人から、デジタルテレビを見

せてくれましたが、ハイビジョンではなかったのですが、確かにきれいにデジタル放送を視聴することができました。現在のデジタルチューナーは2万円以上するそうです。

1日も早く、安いデジタルチューナーを販売してくれたらいいのと思います。

あと3年ちょっとで今のテレビは、視られなくなります。デジタルチューナーを付ければ、アナログの今のテレビで、デジタル放送を視聴することができます。



女性グローバルに参加して思ったこと

柴田 牧子

ある出来事で、入院、退院して間もなかったが、状態の悪かった私は、偽物の感情が飛び交う中で、国内にも居場所を見つけられないような心境で、この韓国行きも何かの計画の一端にしか思えないような気持ち半分、この機会でいかないと後悔する、何一つ変わらないだろうという思いがあった。

海外にもしかしたら、自分と同じような痛みを抱える、もしくは、克服した誰かにもしかしたら会えるかもしれない、何か変わるかも知れないと、世界に救いを求めるようにDPI 韓国世界会議に参加した。

女性グローバルでは、会場に入ると、たくさんの資料、記念品をもらい、ボランティアの方々が案内をしてくれて、どのテーブルに入るかものすごく迷い、日本から来た方（知的の、きららの方や、盲の方、男性二名、もうひと組、身体の方・女性）と一緒にテーブルになった。

他のテーブルに行くか迷い、言葉の壁、気持ちの壁を、乗り越えられず、自分の無能さを思い知った。

韓国料理のコース料理（ビビンバを中心に、かぼちゃのスープからミントの清涼感のある甘い飲み物、デザートまで）、歓談、韓国の伝統衣装、チマチョゴリでの華麗な踊りや、（一瞬参加者も着るイベントなのかなと思っていましたがそんなわけないです）盲の方であろう、とても素晴らしい、美しい音楽の演奏、あのTVでしか知らない、美しい、生で見る千手観音、韓国の昔の王朝の衣装での会場いっぱいを使つての、料理を運んでいた方々が、扮するその美しい姿に圧巻だった、パレードごとく、そのイベント、途中、スピーチの日本語の通訳がなかったような気がした。

何を話しているか分からなかったが、その勢いだけは、伝わってきた。

強く、美しい活動家の女性たち。

ずっといたい気持ちと、反面、ものすごく具合が悪く、胸苦しくなり、催しものの合間も、何度も席を立ち、いないはずの知り合いによく似た姿を何度も見てしまい、動揺し、怖くなり、探しに出たり、途中、会場から出てしまった。

会場の外、ワークショップの会場の前にある椅子にいて、精神症状に苦しみながら、座っていると、各国の方のお話が聞こえてきた。

最後から2番目あたりに、眞理さんの言葉が響いてきた。

私は、やっと、顔をあげて、その言葉を聞いた。

そして、拍手、会場から出る人々人々……。

帰りに桐原君に逢って、やっとの思いで、バスに乗って、クグドホテルに向かった。

その同じバスには、眞理さんがいた。

それだけで、根拠のない元気が少し出て、話していて思ったのは、次、もしいけるなら、今度は、そんな人とかかわっていきたい、もっと、もっと、強く、学びたいと、体調管理と、勉強の必要性を感じて、帰国したのだった。

グローバルのことも、肝心のところが話せない。

悲しかった。

ここで知ったのは、韓国という異文化の中で生きるいろんな世代のいろんな感性や、世界観、世界のいろんな出来事、痛みを抱えて集まるいろんな色の生身の言葉、虐げられても前向きに進んでいくためのヒント、世界にある虐待などの悲しい問題や、現状
リプロダクティブヘルツ・ライツ、優生保護法、女性のほかの分科会でも、ディスアビリティ・センシティブ・エジケーションという考え方、就労に関するヒント、ILOのディンセントワーク、革新的な復権とネットワーク形成のためのピアカウンセリング、想像もつかなかった、世界組織という存在感、障害女性のネットワークの力、もたらしたものの、誰も味方がいない状態から、たった一人で、誰も理解しない状態であっても、戦って、資格を得て、発言力を持って、自分の信じた道を進んでここまで素晴らしい功績を出した、とてつもなく大きな世界に出て、逆に国内のいろいろな活動を見ようと、自分のすべきこと、日本のよいところ、活動の必要性、人とつながること、自分の方向性、活動をもっと勉強することの必要性と、価値を、再確認したことだった。

それは、活動への想い、ここで、また、自分の中に眠る原動力を、発動、充電したような気がした。

運営委員会活動報告

○ 2007年12月18日付で以下の番組中の星野仙一さんの発言に対する抗議要請書を発言者の星野仙一さん、日本テレビ NEWS ZERO 担当者に出すとともに、放送倫理・番組向上機構にも検討用聖書を出しました。番組は10月11日放送 new poor 新たな貧困「うつ病で休職中の正社員 “収入ゼロ” 貧困の危機」という番組。星野仙一さんは「うつになったら、ペットを飼うとか、歩くとか工夫しなきゃだめだ」と発言しました。6月28日現在返事はありません。

○ 07年12月に東急田園都市線・渋谷駅地下通路からの野宿者の警備員の追い出しについての講義要請分に賛同しました。結果としては追い出しがひとまずとまり、何とか横になって休める場所を確保しました。

○ 2008年3月2日「第3回日本地域司法精神保健福祉研究大会」において「心神喪失者等医療観察法を許すな！ネットワーク」のビラまきと全国「精神病」者集団のパンフ販売をしました。

○ 全国「精神病」者集団会員も含め生活保護の最低基準切り下げ反対の闘争に参加しました。少なくとも08年度は切り下げなしとなりました。しかしまた新たに、今号ニュースに報じられているように医療機関への交通費（移送費）の原則撤廃が掲げられ、反対の声明に賛同しています。

○ 08年2月16日名古屋、3月29日札幌で開かれた JDF の障害者権利条約に関する地方セミナーに窓口係山本がシンポジストとして参加しました。

○ 08年5月29日日本精神神経学会シンポジウム「精神障害者の権利保障と差別禁止をめぐって ～国際的動向と日本～」に運営委員の明慧画シンポジストとして参加しました。

○ 08年5月31日6月1日のピープルファースト全国大会に全国「精神病」者集団として実行委に参加しました。2日目の分科会12「障害者権利条約と成年後見人の問題点」をピープルファーストヒロシマの仲間と共に開きました。

○ 全国「精神病」者集団が組織参加している人権市民会議の「現行法制度で救済されない人権侵害・差別事象」についてのアンケートに回答しました。

○ 大阪の精神科病院へのオンブズマン制度について大阪府が廃止の方針を出したことについて継続の要請ファックスを大阪府に送りました。



○ 4月11日に発足した厚生労働省の「今後の精神保健医療福祉のあり方等に関する検討会」について、精神障害者団体の参加がないことについて、特定非営利活動法人全国精神障害者ネットワーク協議会と全国「精神病」者集団の連名で、障害者権利条約の3条および33条に基づき、抗議要請文を2008年5月1日厚生労働省に出しました。

○ 国連人権理事会の普遍的定期審査（UPR）作業部会報告書草案に関するNGO共同申し入れ書に共同署名について賛同書名をしました。これは新しく発足した国連人権理事会（日本政府も理事）で日本の人権状況一般についての政府報告の審査の結果の勧告に従うよう要請する趣旨のものです。

○ JDF（日本障害フォーラム）を通じてあった、全国「精神病」者集団への民主党および自民党の障害関係議員へのヒアリングに応じました。

文書提出をしました。中身についてお知りになりたい方は窓口までご連絡くださればお送りいたします。

○ 2008年6月1日、脳死・臓器移植法改悪の動きに対して、「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案審査委員会」の各委員へ、脳死概念そのものを認められないことも含め命の切捨てである法改悪を認められない旨申し入れしました。

○ 社会保障費毎年2200億円削減反対の声明賛同

○ 6月30日の生活保護移送費局長通知撤回申し入れに賛同

○ 内閣府より、日本リハビリテーション協会が受託した、差別事例に関する調査研究に委員として参加、しかし中身がかなり問題ありそうで、今後検討していくことに

夏季カンパのお願い

地球温暖化なのか、年々暑くなってまいります。今年もまた、一段と暑くなる時期を迎えようとしております。いかがお過ごしでしょうか。

全国「精神病」者集団財政は次ページの会計報告をご覧くださいと、おわかりいただけるかと思いますが、赤字になりました。

全国「精神病」者集団は、実際は数人のメンバーで活動をしているような感じです。06年から運営委員も増えていません。この間、障害者権利条約の国内履行関連の活動、障害者の権利法制制定に向けた活動、医療観察法の見直し、障害者自立支援法の見直しと、世の中が猛スピードで変わろうとしています。精神病患者一人一人の幸福・利益・権利の追求のための活動として、これらに全て関わり、そして、オーバーワークしています。

こういった、活動の継続のためにも、ぜひ全国「精神病」者集団ニュース有料購読の拡大、パンフの販売、絆バックナンバーの販売などにご協力いただけますようお願いいたします。またこの経済状況下で誠に恐縮ですが、皆様のカンパをお願いいたします。

なお振替用紙はすべての方に同封しておりますが、今までどおり「精神病」者会員のニュース購読料は無料ですのでご心配なく。また領収書は通信費節約のため、ニュース発行時に同封させていただきますのであしからずご了承くださいませ。

口座名義 絆社ニュース発行所

口座番号 00130-8-409131

会計報告 （2007年4月1日から08年3月31日まで）

収入		支出	
カンパ	32,040 円	コピー印刷	26,149 円
夏カンパ	132,250 円	通信費	80,561 円
冬カンパ	164,328 円	文具	70,802 円
資料代その他	67,698 円	電話代水光熱費	94,989 円
ニュース代	254,000 円	事務所家賃	324,000 円
利子	326 円	その他	237,688 円 賛同費 事務所維持費等
収入計	650,642 円	支出計	834,189 円

前年度より繰越 417,889 円

収支差し引き -183,547 円

次年度に繰り越し 234,342 円

別会計

08年11月人権条約関連事業カンパによる基金 1,000,000 円

会復帰」など建前でしかありません。差別を更に助長し、精神医療・福祉の破壊に繋がる保安処分法は廃止しかありません。

本集会を医療観察法廃止！本格的保安処分導入阻止！の闘いの新たな出発点にしたいと思います。ご参加を！

共催：心神喪失者等医療観察法（予防拘禁法）を許すな！ネットワーク

〒173-0004 東京都板橋区板橋2-44-10-203 ヴァンクール板橋北部労法センター気付

FAX 03-3961-0212

国立武蔵病院（精神）強制・隔離入院施設問題を考える会

TEL. 090-8432-1091 / TEL.FAX 042-348-1127

保安処分法施行3年！

心神喪失者等医療観察法の廃止を求めて

7/27集会の賛同のお願い

○賛同は個人・団体を問いません

○賛同費は不要です。カンパは大歓迎。

・郵便振込口座

00120-6-561043 予防拘禁法を廃案へ！

○締切り 2008年7月20日

○賛同してくれる方は以下の連絡先まで氏名／肩書もしくは在住の都道府県（いずれも必須ではありません）／公表の可否を書いて下記あるいはネットワーク連絡先に郵便でお送り下さい。

・メール nwuwou@fuga.ocn.ne.jp

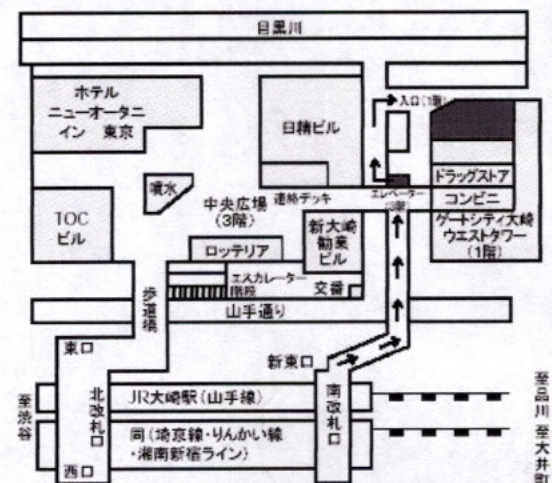
・FAX 03-3961-0212

042-348-1127

〔集会会場地図〕品川区大崎 1-11-1

ゲートシティ大崎

ウエストタワー2階 03-3495-4915



08年7月13日

いま人権としての地域生活を考える

06年12月国連で障害者権利条約が採択され、08年5月に20カ国以上の批准を得て発効しました。日本政府も07年9月に署名し批准への意思を約束しました。条約19条では誰もが特定の生活を強制されることなく、地域で生活する権利が明記されています。

今回大田区の支援費訴訟原告の鈴木さんと代理人の藤岡さんをお招きし、この訴訟の意義についてお話していただきます。支援費時代に突然移動介助を124時間から32時間に一方的に減らされ、粘り強い行政交渉にもかかわらず、一向に改善されなかった鈴木敬治さんは訴訟に踏み切り、憲法13条と25条を掲げて移動介助の原状回復を求めました。

訴訟は法律が支援費から自立支援法に変わったことをもって敗訴しましたが、32時間の一律上限による支給決定を違法とする実質勝利判決を勝ち取りました。

どんな障害があろうとも人として当たり前の地域生活確立に向け、人権としての地域生活確立を参加者の皆さんと共に考えていきたいと思います。ぜひ多くの方のご参加を

日時：7月13日（日）

午後1時開場 午後1時半から5時まで

場所 中野区障害者社会活動センター 多目的室

スマイルなかの4階 JR中野北口下車

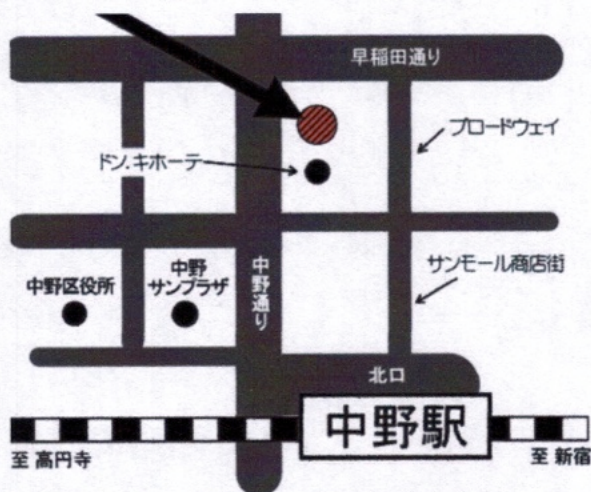
権利主張センター中野の名前でとってあります

講師 鈴木敬治（大田区支援費訴訟原告）

藤岡 毅（弁護士大田区支援費訴訟原告代理人）

参加費 無料

スマイルなかの4階



お問い合わせ

〒164-0011 東京都中野区中央 2-39-3

電話 080-1036-3685

（土日を除く14時から17時まで）お申し込みは不要です。どなたでも参加できます

この研修会はキリン福祉財団の助成をいただき開催いたします。

全国「精神病」者集団会員交流会

毎月第4土曜日午後1時から午後5時まで会員交流会を中野で開きます。全国「精神病」者集団ニュースを購読している「精神病」者会員はどなたでも参加できます。「精神病」者以外は参加できません。介助者の必要な方については、介助者は同席できます。

いずれも出入りは自由です

7月はお休み、その代わりに、7月13日の同じスマイルなかので前ページ掲載の学習会を開きます

8月23日(土)午後1時から午後5時 5階和室

9月27日(土)午後1時から午後5時 5階第2会議室

場所 中野障害者社会活動会館(スマイルなかの5階)

電話 03-5380-0891

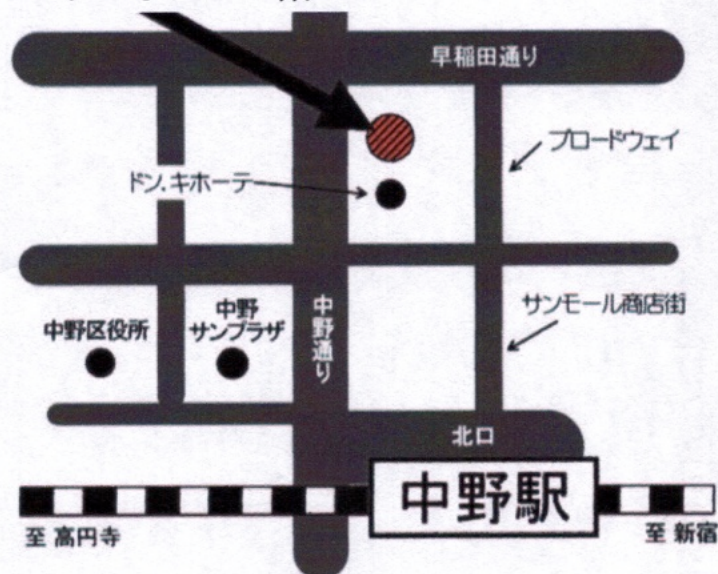
「権利主張センター中野」の名前でとってあります。

JR 中野北口下車徒歩7分

迷ったら携帯電話にお電話ください。080-1036-3685

会費 無料

スマイルなかの5階



生活保護受給者に対する移送費支給問題その後

生活保護受給者の仲間の皆様、医療機関への交通費支給（移送費）についてごぞんじですか？ すでに利用しておられる方もいらっしゃるでしょうが、生活保護受給者に対しては、医療機関（精神科に限りません内科でも歯医者でも）への交通費は原則支給されてきました。これは例えばバス代往復400円でも出ていたものです。北海道での7億円の不正受給事件をきっかけに、厚生労働省は4月に局長通知を出し、原則支給しない、高額の場合に限るなどという変更をしました。その結果7月からは支給されませんと受給者に通知する自治体、あるいはすでに支給を停止した自治体などが出てきています。

粘り強い申し入れ行動、与党も含む議員出席の院内集会など積み重ねの中で、この局長通知を「事実上撤回」と報じる課長通知が出されました。しかし中身は完全な撤回には至っておりません。局長通知の撤回には現段階（6月28日）に至っていません。

しかし厚生労働省は、「必要な方に必要な支給をする」「問題があれば担当者に連絡してほしい」などと発言しています。

そもそもこの交通費について、ご存じない方もたくさんおられるのではないのでしょうか？ 今むしろこの交通費の申請を新たにしていっていただく必要でしょう。そしていままで支給されてきた方は継続して支給されることを確保していくことが必要です。

厚生労働省の担当者は、問題があれば、厚生労働省担当課に連絡してほしいといっています。市町村によって移送費を停止された方、あるいは新たに申請して支給されなかった方などはぜひ市町村の担当者に厚生労働省に電話させてほしいと思います。

また以下生活保護問題対策全国会議が各地で、生活保護受給者の移送費問題についても交渉に協力することになっています。インターネットをお使いの方は申請書および申請書の書き方例をインターネットからダウンロードもできます。インターネットをお使いでない方は全国「精神病」者集団窓口にご連絡ください。申請書等をお送りいたします。また以下各地の窓口にご直接ご相談なさってもいいかと思います。

生活保護問題対策全国会議

<http://seihokaigi.com/tuuinisouhi.aspx>

【東北地方の方】

東北生活保護利用支援ネットワーク

022-721-7011（電話受付：平日13時～16時）

【関東地方の方】

首都圏生活保護支援法律家ネットワーク

048-866-5040 （電話受付：平日10時～17時）

【静岡県の方】

生活保護支援ネットワーク静岡

054-636-8611

【愛知県・岐阜県・三重県の方】

東海生活保護利用支援ネットワーク

052-911-9290 （電話受付：火・木13時～16時）

【大阪府・京都府・兵庫県・滋賀県・奈良県・和歌山県の方】

近畿生活保護支援法律家ネットワーク

78-371-5118 （電話受付：平日11時～12時、13時～16時）

【九州・沖縄地方の方】

生活保護支援九州ネットワーク

097-534-7260 （電話受付：平日10時～17時）

【上記以外の地方の方】

首都圏生活保護支援法律家ネットワーク

048-866-5040 （電話受付：平日10時～17時）

また生活保護受給者の方は自立支援医療の申請にかかる診断書料も生活保護から支給されます。医療機関によって代金が違いますので、全額でない場合もないではないのですが、これについてもご存じない方がおられます。ぜひご利用ください。あるいはめがね代も支給されます。

生活保護の窓口はこうした情報を受給者に提供しない場合があり、利用していない方が多いと思います。これを機に権利としてこれらを積極的に使うことを皆様に訴えます。

生活扶助費生活費は、最低生活費として権利として保障されたものであり、たとえ400円の医療機関への交通費であろうと、身銭を切ることにはあってはならないことです。

通院交通費打ち切りも

国が基準厳格化 30都道府県で

生活保護

生活保護受給者に支給される通院交通費を巡り、北海道滝川市の元暴力団員が約2億円を不正受給した事件を受け、厚生労働省が打ち出した新たな支給基準に、自治体間で困惑が広がっている。読売新聞の取材に、30都道府県が「支給打ち切りの受給者が出る可能性がある」と回答。「事実上の保護費切り下げ」との指摘も相次いだ。これまでは多くの自治体が電車代やバス代を払っていたが、新基準は、やむを得ず高額になる交通費に支給を限定しているためだ。受給者からも「生活が圧迫される」と不安の声が出ている。（関連記事30面）

通院交通費の基準はこれまで「最小限度の実費」とされているだけで、支給するか否かの判断は自治体に任されていた。滝川市の事件を機に不正受給を防ぐため、厚生省が先月、自治体

に通知した新基準は、支給範囲について、①身体障害などで電車やバスの利用が難しい場合のタクシー代②へき地等のため、電車やバスで最寄りの医療機関に行っても高額の交通費がかかる場合——などに限定。原則、福祉事務所管内での通院が対象で、7月から本格導入される見込みだ。

同省保護課は「どの程度、支給するかは自治体の判断」としつつ、「高額ではないバス代や電車代は（生活保護費として支給している）生活費の中で賄ってほしい」とする。

新基準について今月、都道府県に聞いたところ、支給打ち切りや減額のケースがあり得ると回答したのは、北海道や東京都、大阪府など30都道府県。「検討中」は13県。「これまでと変化はない」は4県だった。自治体間で現在の支給実態に開きがあることが、回答の差になって表れたとみられる。

通院交通費 生活保護受給者が医療機関を受診する際、治療費とは別に支給される交通費。行政は「通院移送費」と呼ぶ。この制度を悪用した北海道滝川市の元暴力団員らは詐欺罪で起訴され、現在公判中。高額支給という点では、飛行機代を含め10か月で約438万円を支払ったケースもあった。

新基準では、「へき地等」「高額」の判断基準ははっきりせず、多くの自治体が明確化するよう求めている。東京都などは同省が明確な基準を示すまで従来通り対応するとしている。

自治体担当者からは「不正受給でもないのに支給を打ち切るのは説明がつかない」などの指摘が多い。「国は現場の意見を聞かないで進めている」「交通費がないから病院に行かない」

読売新聞

08年5月25日

市内の福祉事務所の職員は「電車賃やバス代がだめなら、現在の8割9割は支給できなくなるのでは」と話す。生活保護の支援団体からも厚生省への見直し要請が相次いでいる。

同省によると、2006年度、延べ約130万人に43億円の通院交通費が支給された。

電車・バス通院者不満

生活保護受給者「病気への影響心配」

「元暴力団員の不正受給の再発防止策で、なぜ我々の交通費を削るのか」「通院を続けられるか不安」。

生活保護受給者の通院交通費について厚生労働省が示した新基準には、当の受給者やその支援者からも反発の声が上がった。「現場の実情をよく調べてほしい」。

国の「通知行政」への不満は収まりそうもない。

△本文記事一面▽

「交通費が出なければ、通院を減らして症状を悪化させる人が出てくる。通知を撤回してほしい」

「難病をもつ人の地域自立生活を確立する会」会長の山本創さん(36)は15日、厚生労働省記者クラブで記者会見して訴えた。自身も重症筋無力症で、半年前まで生活保護を受けていた。会員の難病患者には受給者が少なくない。「タクシーを使

わず、つえをついて電車での通院する人の交通費が、悪質な事件のために削られるのか」

厚生労働省が先月、自治体に出した通知は、電車やバスを利用した場合は基本的に支給対象にならないという内容。支給できるのは、「へき地等で電車やバスを利用しても料金が高額」などの場合に限られる。

今回の通知は、首都圏や大阪府など都市部の受給者や自治体にも衝撃を与えた。公共交通機関が発達した都市部では、支給対象から外すとされた電車やバスの運賃が通院交通費のかなりの割合を占めるからだ。

受給者の中でも、精神疾患のある人は深刻だ。相性の合う医師が近くにいないと限らない上、偏見を恐れ、近くの医療機関に通いにくい人も多かった。東京

の武蔵野地区に住む女性受給者(40)は、「あなたには今後、移送費は出せなくなる」と告げられた。

女性は発作の時に夜間対応してくれる病院が近所になく、別の市に週一度通院するが、歩くと1時間近くかかる。他の持病の治療もあり、電車賃とバス代で月2000円余りの支給を受

けてきた。

日常生活では、節水のためトイレは何回かためて流し、衣服は教会のバザーで購入。スーパールの見切り品をまとめ買いした食材を小分けにして冷凍保存し、食費を切り詰める。

しかし、保険適用外で全額自己負担となる薬の費用がかさむこともあり、月9万円の生活費でぎりぎりだ。2000円を生活費から出すと、食費2日分が削られることになる。「今は不安で仕方がない。病気への影響が心配でさらに不安になる日々。早く治して働きたいのに」

函館、和歌山市、沖縄県

すでに打ち切り

厚生労働省の新基準は7月が本格実施だが、すでに、公共交通機関の交通費支給を打ち切った自治体もある。

北海道函館市は4月から市電の運賃や低額のバス代の支給をやめた。「新基準では、市電や市バスを利用できなくなる人は給付の対象外と解釈できる」(担当者)

というのが理由。和歌山市も通知に基づき、数人への支給を打ち切った。通知の内容では、市内の病院に公共交通機関で通院する人への支給は原則停止になる」としている。沖縄県も、通院にバスを使っていた受給者2人への支給をやめた。

通知が、「へき地等」で

交通費が「高額」な場合は支給できる、としていることについて、自治体から具体的示してほしいとの声が出ているが、厚生労働省は詳しい基準は示さない方針。

舛添厚労相は16日の閣議後の記者会見で、「自治体は、厚生労働省が何もかも基準を決めないといけないのか。箸の上げ下げまでやらんといかんのか」と述べた。

読売新聞

08年5月25日

読売新聞

08年6月11日

通院交通費新基準「撤回」へ

厚労省「個別に審査を」

生活保護の通院交通費をめぐり、厚生労働省の新たな支給基準が不明確だと各自治体から不安の声が相次いでいた問題で、厚労省は10日、今年4月に出した通

知を「事実上撤回」（舛添厚労相）し、「画一的な取り扱いで、必要な医療が受けられなくなることはあってはならない」などと基準を補足する通知を各自治体に出した。しかし、受給者や支援団体からは「現場の混乱が本場に収拾するのか」と疑問視する声が出ている。

北海道滝川市での不正受給事件を受けた新基準は、7月から本格導入される予定。

今回の通知では「受給者の個別事情にも配慮しながら、適切な手続きにのっとり審査することが重要」と、一律に打ち切ることがないよう要請。「電車代・バス代が支給されるのは『へき地』に限られるものではなく、都市部であって



全国「精神病」者集団会員の書いた本の紹介



(チャイナマインドカキョウシンセダイハクショ)

チャイナ・マインドー華僑新世代白書

ISBN:9784828410524 (482841052X)

228p 19cm (B6)

ビジネス社 (2003-05-20 出版)

別府 雅人【著】

[B6 判] NDC 分類:334.522

販売価:¥1,470(税込) (本体価:¥1,400)

在日中国人の本当の狙いはなにか。善き隣人として生活しているのか。新世代の華僑と
はどういう人間なのか。彼らは本当に日中の架け橋になれるのか。欲望が渦巻く中国の
近代化に疑問を呈する著者が中国を斬る。

「老实」に向き合うことから一序にかえて

第1章 クラッシュは必然か！？ 現代中国私論ー在日の「あり方」からみえてきたこと1

第2章 「選良」が消滅する日ー在日の「あり方」からみえてきたこと2

第3章 中国人ITパワーは「本物」か？ーベンチャー・ビジネスの検証1

第4章 医療・金融・貿易 起業家マインドの行方ーベンチャー・ビジネスの検証2

第5章 中国人サラリーマン、それぞれの選択

第6章 アカデミズム・フリーランス・NPOー職業選択の自由

第7章 僑報・僑団ー開かれたコミュニケーションを求めて

おわりに 大人しい隣人たちに

精神科医療治療・生活・社会（シリーズ「社会臨床の視界」第2巻）

出版社：現代書館（2008/04）

3000 円（山本に聞いたと直接現代書館 TEL:03-3221-1321 に注文すると、2割引プラス消費税送料で入手できます）

「差別・偏見」にまみれた精神科医療の近代・現在の現場から、その諸問題を描き出す。精神医学と社会との関連を描き、その医療状況の変遷をたどる。そして、そこで分けられ、治療される者の現場の声を紹介する。今日強調されている「精神障害者の人権と社会参加」の検証という観点から、病院外、地域へと「開かれていく」医療・福祉の新しい状況や、解くべき課題を探る。

赤松さんの東京足立病院の変遷、精神科医療は後退しているという報告は必読

会員の山本眞理も一章書いています。

第1章 精神医学と社会 石川憲彦・三輪寿二

第2章 精神病院医療はどう変わってきたのか

赤松晶子・三輪寿二

第3章 薬物療法の問題群 三輪寿二

第4章 ピープルファースト私たちはまず人間だ 山本眞理

第5章 精神保健と地域論 大賀達雄

第6章 街なか「オープンスペース」の8年 根本俊雄

みんな違って、みんな一緒 障害者権利条約

日本障害フォーラム 発行

B5 判 本文48ページ 500円(送料含め)

全国「精神病」者集団も参加している、日本障害フォーラムが、条約の基本をわかりやすくまとめたものです。さまざまな障害をもつ立場からの主張も掲載。コンパクトにまとめたパンフができました。

ご注文は全国「精神病」者集団窓口まで

差別に苦しむ仲間へ 条約の完全履行に向けて

WNUSP 障害者権利条約履行マニュアル邦訳発行

WNUSP障害者権利条約履行マニュアル邦訳を発行しました。

A4判 本文60ページ 定価 送料含め 1000円

（手作り版は、全国「精神病」者集団会員と有料購読者は送料含め特価500円）

条約の要約と何をなすべきか、各地での実践例、オールタナティブの提起など盛りだくさんの内容です。

なお視覚障害など墨字本を読めない方にはメールで電子データもお送りいたします。活字版同様1000円のお振込みをお願いいたします。メールでお申し込みください。お申し込みは以下まで（活字版は郵送時に振替用紙を同封しますのでそれで代金をお振込みください）手作り版にではなく印刷所に注文したものは少し発送にお時間をいただきます。

164-0011 東京都中野区中央2-39-3 絆社気付

E-mail nrk38816@nifty.com

fax 03-3577-1680 電話 080-1036-3685（14時から17時まで）

郵便振替は以下

郵便振替口座 00130-8-409131 口座名義絆社ニュース発行所

運営委員坂根輝吉さんの感想から

8日は久しぶりに1日中予定が無く昼からは晴れて調子も良かったのでアパートの階段に座り込み「マニュアル」を読みました。久しく忘れていた「一気読み」をして。おおよその内容を知り本当に感激しました。

自分の生涯と世界の仲間の気持ちがぴったりとくっついた様な感じです。これは是非ともまわりの人々に読んでもらいたい気になったのです。「障害を持つ人の人権条約」は様々な本を読み講演にも行ってどこか納得しえないことがあったのですが、それらが目に見えたような気分です。（妄想かな？）

編集人 全国「精神病」者集団 164-0011 東京都中野区中央2-39-3 絆社

発行人 障害者団体定期刊行物協会 東京都世田谷区砧6-26-21 定価 500円